

# 地方公共団体における 業務継続性確保のための 非常用電源に関する 調査結果

防災課

## 1 はじめに

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない通常業務を抱えています。災害時に地方公共団体自らが被災し、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を的確に行えるよう、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月内閣府(防災担当))」においては「業務継続計画の特に重要な6要素」の1つとして、「電気、水、食料等の確保」が挙げられています。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎において停電が発生し、災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられたため、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況等を把握するための緊急調査を実施し、平成27年11月に「地方公共団体における災害対策機能の維持に係る非常用電源の確保に関する緊急調査結果」として公表のうえ、非常用電源の整備等について地方公共団体に対し周知してきました。今年度においても昨年度に引き続き調査を実施し、平成29年12月にその結果を取りまとめました。

本稿では、当該調査結果について紹介します。

## 2 調査の概要

### 2.1 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

### 2.2 調査基準日

平成29年6月1日

### 2.3 調査内容

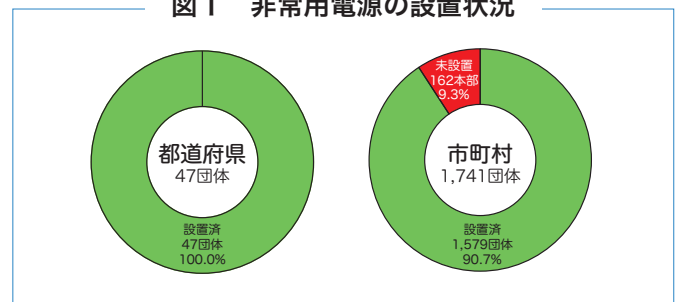
- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 非常用電源の使用可能時間

## 3 調査結果

### 3.1 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している団体は、  
○都道府県：47団体(100%)…前回調査と同じ  
○市町村：1,579団体(90.7%)…前回調査では1,534団体(88.1%)  
となっています(図1)。

図1 非常用電源の設置状況



### 3.2 非常用電源の災害対策状況

#### 3.2.1 浸水に対する対策

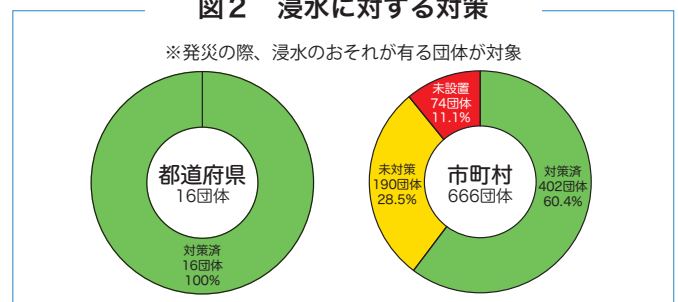
発災の際、浸水の恐れのある団体は、都道府県では16団体、市町村では666団体、そのうち非常用電源を設置済みの団体は、都道府県では全ての団体、市町村では592団体(88.9%)で、さらに浸水対策をしている団体は、

- 都道府県：16団体(100%)
- 市町村：402団体(60.4%)

となっています(図2)。

また、対策方法としては、想定浸水深より上部(例えば屋上など)に設置する、周囲を防水壁で囲む、止水板等を準備しているなどがみられました。

図2 浸水に対する対策

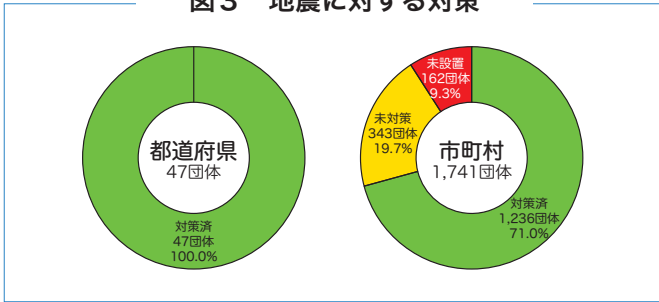


#### 3.3.2 地震に対する対策

非常用電源の地震に対する対策状況を見ると、全ての団体のうち、地震対策をしている団体は、  
○都道府県：47団体(全ての団体で対策済)  
○市町村：1,236団体(71.0%)  
となっています(図3)。

また、地震に対する対策としては、建物が耐震化済で発電装置等が転倒防止措置済、屋外にアンカーボルト等で固定し設置している団体が見られました。

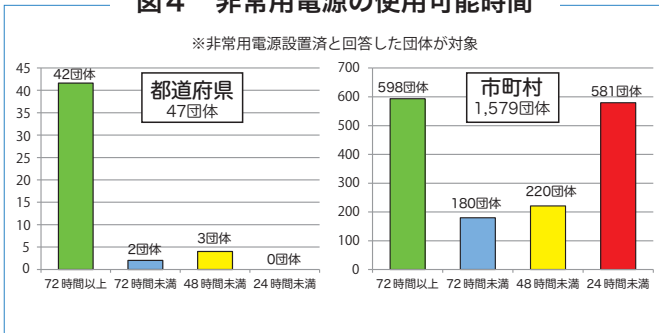
図3 地震に対する対策



### 3.4 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,579団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は、  
 ○都道府県：42団体（89.4%）  
 ○市町村：598団体（37.9%）  
 となっています（図4）。

図4 非常用電源の使用可能時間



## 4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（平成29年12月1日付け消防第159号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に周知したところであります。

### ① 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源及びその燃料の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

### ② 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。なお、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）

に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

### ③ 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当）」において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

## 5 終わりに

今回の調査結果では、前回調査した平成28年4月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村がみられました。

また、整備されている都道府県・市町村であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体や、地震対策がなされていない団体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体がみられました。

平成28年の台風第10号災害でも、地方公共団体の庁舎において停電が発生したため、災害応急対策に支障が生じる事例が発生し、非常用電源確保の重要性が改めて認識されたところであり、地方公共団体の災害対策機能が維持されるよう、今後も取り組んでいきます。

なお、本調査結果については、消防庁のホームページ（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/12/291201\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/12/291201_houdou_1.pdf)）に掲載しているため参考にしてください。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
 TEL: 03-5253-7525